

平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	肝炎治療特別促進事業費			担当部局庁	健康局			作成責任者		
事業開始年度	平成20年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	がん・疾病対策課肝炎対策推進室			小野 俊樹		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	肝炎対策基本法 第15条、附則第2条第2項			関係する計画、 通知等	「感染症対策特別促進事業について」					
主要政策・施策	高齢社会対策、子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国内最大級の感染症であるウイルス性肝炎は、インターフェロン治療あるいは核酸アナログ製剤治療の投与、インターフェロンフリー治療により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患であるが、このインターフェロン治療については月額の治療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、医療費の助成を実施。これにより、患者の医療機関へのアクセスを改善し、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図る。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	各都道府県において、インターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤の投与が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対し、医療費の助成を行う。 【肝炎対策基本法第15条】 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。 補助率:都道府県 1/2									
実施方法	補助									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	9,917	9,944	8,586	10,380	7,107			
		補正予算	-	3,500	3,500	-				
		前年度から繰越し	-	-	3,500	3,602	-			
		翌年度へ繰越し	-	▲ 3,500	▲ 3,602	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		9,917	9,944	11,984	13,982	7,107			
	執行額		7,476	7,940	9,034					
執行率(%)		75%	80%	75%						
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	前年度以上 注:28年度は最終年度ではないが、前年度を超える実績を目標としていることから28年度としている。		肝炎治療受給者証交付件数	成果実績	件	77,738	99,962	集計中	-	-
				目標値	件	74,974	77,738	99,962	-	99,962
				達成度	%	104	128	-	-	-
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	インターフェロン治療受給者証交付件数		活動実績	件	17,758	17,405	集計中	-		
			当初見込み	件	20,542	17,758	17,405	17,405		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	核酸アナログ製剤治療受給者証交付件数		活動実績	件	59,980	62,404	集計中	-		
			当初見込み	件	54,432	59,980	62,404	62,404		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	インターフェロンフリー治療受給者証交付件数		活動実績	件	-	19,883	集計中	-		
			当初見込み	件	-	-	19,883	19,883		
単位当たり コスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	単位当たりコスト = X / Y X:「平成○年度の補助金(実際の執行額)」 Y:「平成○年度の肝炎治療受給者証交付件数」/		単位当たり コスト	円	96,169	79,641	集計中	139,873		
			計算式	X/Y	7,475,950,000/77,738	7,939,532,000/99,962	集計中	13,982,000,000/99,962		
平成 28・ 29 年度 予算 内 訳 (単位: 百万円)	歳出予算目		28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	疾病予防対策事業費補助金(感染症対策特別促進事業)		10,380	7,107	インターフェロン治療等の実績を踏まえ減					
	計		10,380	7,107						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること										
		施策	I-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること										
		測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 28 年度			
			都道府県における肝炎対策に関する計画の策定数	実績値	件	47	47	47	-	-			
				目標値	件	47	47	47	-	47			
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
		都道府県で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対する医療費助成に対して補助を行うことにより、早期治療を促進し、肝硬変・肝がんへの重篤化や二次感染予防が図られ、肝炎の発生・まん延の防止に繋がる。											
	経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野:	-	-								
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
				目標値	-	-	-	-	-	-			
				達成度	%	-	-	-	-	-			
		(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
-			成果実績	-	-	-	-	-	-				
			目標値	-	-	-	-	-	-				
			達成度	%	-	-	-	-	-				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係													
-													

事業所管部局による点検・改善												
	項 目				評 価	評価に関する説明						
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	肝炎治療への医療費助成に対する国民のニーズは高い。このため、本事業で着実に実施し、事業目標を達成するためには、国費投入は必要不可欠である。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	肝炎対策基本法第15条は、国及び地方公共団体は、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものと規定しており、本事業を通じ、国が主導的役割を果たしていくことは必須である。						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	肝炎対策基本法第15条は、国及び地方公共団体は、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものと規定しており、優先度は極めて高い。						
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				-	-						
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				無							
	競争性のない随意契約となったものはないか。				無							
	受益者との負担関係は妥当であるか。				○	医療費助成を実施することにより、受益者(肝炎患者)の医療機関の受診が促進され、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止が図られる一方で、受益者の所得に応じた自己負担額を設定しており、受益者との負担関係は妥当である。						
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				○	事業実施に必要な最低限の経費のみを計上しており、コストの水準は妥当である。						
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				-	-						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				○	国内最大級の感染症である肝炎の克服に向け、インターフェロンフリー治療等に係る医療費を助成するものであり、真に必要なものに限定されている。						
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				-	-						
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。				○	事業実施にあたっては、不断の効率化及びコスト削減に取り組んでいる。							
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。				○	肝炎の感染を早期に発見するため、受検者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制の整備と積極的な受診勧奨を行った結果、成果目標以上の事業成果を得ることができた。						
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。				○	医療費助成を実施することにより、肝炎患者の医療機関の受診が促進され、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止が図られるものであり、他の手段・方法と比較して極めて効果的な事業実施が図られている。						
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。				○	インターフェロンフリー等の治療法が進歩し、慢性肝炎の段階での多数の治療介入によりSVR(ウイルス学的着効)を得て、肝硬変や肝がんへの進行を抑えており、公衆衛生対策として所期の成果を達成している。						
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。				-	-						

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	-	-	-			
	-	-	-			
	-	-	-			
	-	-	-			
	-	-	-			
点検・改善結果	点検結果	肝炎治療受給者証の交付件数については一定の実績を保ち続けており、肝炎の克服に向けた取組に寄与してきた。さらに、肝炎の医療技術の進歩や執行状況を踏まえ、効率的かつ効果的な予算の執行を確保してきた。				
	改善の方向性	引き続き、予算の効率的・効果的な執行に努め、肝炎の克服に向けた取組を強力に進め、国民の健康の保持、増進を図る。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善	肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な事業であるが、執行率がそれほど高いとは言えないことから、直近の執行状況等を勘案して、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	インターフェロン治療等の実績を踏まえ、要求額を精査した。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	132	平成23年度	112	平成24年度	88	
平成25年度	99	平成26年度	109	平成27年度	117	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

厚生労働省 9,034百万円
※平成27年度実績

各自治体から申請のあった事業内容を精査の上、国庫補助金を交付



【補助】

A 都道府県(47) 9,034百万円

肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内の審査及び医療費の支払事務を行う。



【一般競争入札等(大阪府の例)】

B 支払基金等(4団体) 8百万円

※受給者証発行業務に係る人件費等

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.大阪府			B.株式会社インタースクエア		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	肝炎治療を受ける者に対する医療費助成	691	人件費	受給者証発行業務に係る人件費等	4
委託料	受給者証発行委託	4	人件費	診療報酬請求書の審査に係る人件費等 (3)	0
役務費	審査支払手数料	2	人件費	印刷物作成等物品販売業務に係る人件費等	0
使用料及び賃借料	コンピューターシステム賃借及び保守料	1			
需用費	受給者証等印刷・事務用品等	1			
計		699	計		4

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大阪府	4000020270008	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	699	-	-	-	-
2	北海道	7000020010006	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	576	-	-	-	-
3	福岡県	6000020400009	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	565	-	-	-	-
4	埼玉県	1000020110001	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	472	-	-	-	-
5	兵庫県	8000020280003	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	447	-	-	-	-
6	愛知県	1000020230006	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	400	-	-	-	-
7	東京都	8000020130001	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	360	-	-	-	-
8	千葉県	4000020120006	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	335	-	-	-	-
9	神奈川県	1000020140007	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	326	-	-	-	-
10	静岡県	7000020220001	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	272	-	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社インターズクエア	3120001060912	受給者証発行業務	4	一般競争入札	2	83%	-
2	大阪府国民健康保険団体連合会(国保分)	6700150023385	診療報酬請求書等の審査を行う。	2	随意契約(その他)	-	100%	-
3	社会保険診療報酬支払基金大阪支部	3010405002439	診療報酬請求書等の審査を行う。	1	随意契約(その他)	-	100%	-
4	アイビーシステム 株式会社	8220001000639	コンピューターシステム賃借及び保守	1	随意契約(その他)	-	100%	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-	-	-	-	-